

## 地方分権の推進に関する意見（案）に対する意見（北海道、秋田、新潟、東京、茨城、静岡、愛知、奈良、兵庫、鳥取、大分、熊本、沖縄）

5/25再照会時点の意見取りまとめ案	修正案	修正案の理由	提出県
<p>はじめに</p> <p>「未完の改革」をもう一度動かすために</p> <p>国会が全会一致で地方分権の推進を決議した平成5年（1993年）以来、平成7年（1995年）に地方分権推進法が施行され、その後6年間続いた「第一次分権改革」は、自治体を「国の下請け機関」とみなしてきた機関委任事務制度を廃止し、国と地方を法制度上、「上下・主従」から「対等・協力」の関係に変えた。さらに、地方の税財政に焦点を当てた平成14年（2002年）からの「三位一体の改革」は、国から地方へ3兆円の税源移譲を実現した。</p> <p>これらの改革は、明治の近代国家形成期から昭和の高度経済成長期までの時代に、この国の基本的なかたちとして機能してきた「国が決めて地方が従う」という中央集権の原理を、「自分たちの地域のことは自分たちで決める」という自治・分権の原理へ、歴史的に転換する貴重なステップだった。</p> <p>しかし、権限と組織を頑なに守ろうとする中央省庁の壁は厚く、「三位一体の改革」では、3兆円の税源移譲が実現したとはいうものの、そのための財源を生み出すために必要だった多くの国庫補助負担金の廃止は見送られ、国の強い関与を残したまま国の補助負担率を引き下げ手法が用いられ、地方の自由度の拡大という点では不十分だった。</p> <p>また、国と地方が対等の立場で協議を行う「国と地方の協議の場」が設けられたことは大きな意味があったが、実際には十分に機能したとはいえない。</p> <p>日本の地方分権はなお、「未完の改革」にとどまっており、多くの国民の共感を呼び起こし、それを支えに改革をもう一度動かさなければならない。</p> <p>この13年間の過程で得られた成果と経験を活かし、残された多くの課題を乗り越えるためには、国民に夢を与える分権型の国の仕組みと社会の将来像を示し、暮らしに必要な公共サービスを効率的・効果的に提供し、文化や産業などの地域の個性を活かしたまちづくりができ、住民から信頼される自治体の姿を描くことが必要である。</p>	<p>地方分権改革のビジョンを明確に示す必要があるため、以下を「本意見の位置づけ」の前に追加するよう求める。</p> <p>分権改革の5つの視点</p> <p>国民に夢と希望を与える社会を実現できるような地域の経営を目指すという観点から、次の5つの視点に立った議論が必要であり、後に掲げる7つの提言も、これらの視点に立って判断されるべきものである。</p> <p>（1）暮らしの安全・安心をつくる</p> <p>地域社会で暮らす人々が、信頼しあい共感しあえる自由な社会を支える基盤を、もう一度つくりなおし、安全で安心な私たちの国と地域社会を再生しなければならない。</p> <p>（2）東京一極集中から多様な地域をよみがえらせる</p> <p>国のかたちとして、首都に様々な資源を集中させる構造の転換を図り、多様な地域をよみがえらせ、地域の力を再生させていかなければならない。</p>	<p>他府県からも同趣旨の意見が出されているところであるが、サブタイトル「豊かな自治と新しい国のかたちを求めて」で表されている地方の考える地方分権改革のビジョンを明確に示すことにより、この意見書が、単なる国に対する要望でなく、明確な理念に基づいた主張であると理解されるものである。また、そうすることが、国によるいわゆる「つまみ食い」を招かない策となるものである。なお、本意見書は地方自治法に基づき、地方六団体として提出されるものであるという手続きの重さに鑑みれば、上記のような内容は、意見書本体にしっかりと盛り込むべきである。</p>	奈良県

5/25再照会時点の意見取りまとめ案	修正案	修正案の理由	提出県
<p>本意見の位置づけ</p> <p>本意見は、地方六団体で設置した「新地方分権構想検討委員会」から、去る5月11日提出を受けた「分権型社会のビジョン（中間報告）」の提言を踏まえ、税財政改革を中心とした7つの提言を緊急に取りまとめ、地方自治法第263条の3第2項の規定に基づき、地方六団体として意見を提出するものである。</p> <p>なお、道路特定財源、法定受託事務、奨励的補助金、特定地域における特例措置に関する事など、これまで地方六団体から国に対して提言等を行ってきたもののうち本意見書の意見として記述していないものも多くあるが、これらの提言等については、今後、必要に応じ、改めて意見書等としてとりまとめることを検討することを申し添える。</p> <p>本意見は、「第一次分権改革」の端緒となった平成6年（1994年）9月の「地方分権の推進に関する意見書」以来、12年ぶりに地方自治法に基づく意見提出権を行使するものであり、我々の重大な決意と意見提出権の重みを十分に理解していただき、真摯な対応をしていただきたい。</p> <p>各政党や国会議員各位におかれても、先に国会で全会一致で決議されたように、地方分権の実現について断固とした決意をもって、国民、各界・各層に訴えかけていただきたい。</p> <p>そして、全国津々浦々において、地方分権に関する国民的な関心が高まり、政府内、そして国会において地方分権に関する活発な議論が行われ、本意見に掲げる提言が実現される日が、一日も早く来ることを強く期待したい。</p> <p>最後に、本意見に掲げる提言が平成18年（2006年）6月に策定される予定の「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（骨太の方針2006）に反映されることはもとより、その実現に向けて内閣及び国会が動き出すことをあらためて強く求める。</p>	<p>（3）自分たちのまちは自分たちで決める 「自分たちのまちは自分たちで決める」ことができ、その結果、住民が「自分たちが主権者であることを実感できる」ようにしていかなければならない。</p> <p>（4）住民に近いところへ力を集める～ニア・イズ・ベター 「住民に近ければ近いほど望ましい」との考えのもと、自治体に力を集め、それぞれの自治体と市民と企業が知恵を出し合い、それぞれが公共分野の重要な担い手となるような社会としていかなければならない。</p> <p>（5）内政の政策立案に地方が参画し、更なる分権改革を断行する 住民と直接向き合う自治体の総体としての地方が、内政全体の政策立案や制度改革について、国と対等の関係となって参画する新しい仕組みをつくり「自分たちのまちは自分たちで決める」という住民自治を強める改革を断行しなければならない。</p> <p>なお、道路特定財源、法定受託事務、奨励的補助金、沖繩等特定地域における特例措置に関する事など、これまで地方六団体から国に対して提言等を行ってきたもののうち本意見書の意見として記述していないものも多くあるが、これらの提言等については、今後、必要に応じ、改めて意見書等としてとりまとめることを検討することを申し添える。</p>	<p>○平成16年11月の政府・与党合意に沿った文言に修正する。</p> <p>「歴史的、地理的、社会的事情等の特殊事情に鑑み、沖繩等特定地域について講じられている補助制度に係る特例措置については、その趣旨を踏まえ必要な措置を講じる。」</p> <p>○意見書等としてとりまとめることを検討するのではなく、確実に意見書等としてとりまとめることによって、各自治体の意見が反映されるものである。</p>	<p>沖縄県</p>

5/25再照会時点の意見取りまとめ案	修正案	修正案の理由	提出県
	<p>地方六団体「新地方分権構想検討委員会」（神野委員会）の「分権型社会ビジョン」の別紙のとおり、「分権改革の5つの視点」を、末尾に、盛り込むべき。</p> <p>意見書に盛り込むべき「分権改革の5つの視点」は以下のとおり。</p> <p>分権改革の5つの視点 分権改革は、以下の視点に基づき進めていかなければならない。</p> <p>(1) 暮らしの安全・安心をつくる 経済成長だけを優先する画一型社会から、安全・安心を優先する分権型社会へと、この国の目標を改めて転換させなければならない。</p> <p>(2) 東京一極集中から多様な地域をよみがえらせる 国のかたちとして、首都に様々な資源を集中させる構造の転換を図り、多様な地域をよみがえらせ、地域の力を再生させていく必要がある。</p> <p>(3) 自分たちのまちは自分たちで決める 住民が「自分たちが主権者であることを実感できる」ようにすることが重要であり、そのためにこそ、中央集権型の政治・行政システムを変え、自治体の権限と財源を根本的に充実強化する地方分権が欠かせない。</p> <p>(4) 住民に近いところへ力を集める～ニア・イズ・ベター 市町村がまず、地域における地域における行政の主役としての役割を果たすこととし、都道府県は、市町村の補完的・広域的な役割を果たす。 国は、以下の事務に専念すべき。 ① 国の存立に直接関わる政策に関する事務 ② 国内の民間活動や地方自治に関して全国的に統一されていることが望ましい基本ルールの制定に関する事務 ③ 全国的規模・視点で行われることが必要不可欠な施策・事業に関する事務</p> <p>(5) 内政の政策立案に地方が参画し、更なる分権改革を断行する 「国が決めて地方が従う」という長い間の方法を改め、地域の現実と住民の支持をベースにした地方が意思決定過程に加わり、決めた政策に地方も責任を負う仕組みを目指すべきである。</p>	<p>本意見には、分権改革のビジョンが書かれていないことから、地方の姿勢を示した「分権改革の5つの視点」を記述すべき。</p>	<p>兵庫県</p>

5 / 25 再照会時点の意見取りまとめ案	修正案	修正案の理由	提出県
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p>【提言1】 「新地方分権推進法」の制定 ～今、改めて、国民・国会の力で分権を</p> <p>【提言2】 「地方行財政会議」の設置 ～「国と地方の協議の場」の法定化</p> </div> <p>1. 第一期改革を踏まえ、平成19年度（2007年度）以降の第二期改革を、国民・国会の力で強力に推進するため、「（仮）新地方分権推進法」を制定する。</p> <p>2. 「（仮）新地方分権推進法」には、地方分権の基本理念、地方分権推進計画の策定、次のような内容の「（仮）地方行財政会議」の設置等を定める。</p> <p>（1）「（仮）地方行財政会議」の設置の趣旨 分権改革の推進を図るため、地方に関わる事項についての政府の政策立案及び執行に関して、政府と地方の代表者等が協議を行い、地方の意見が政府の政策立案及び執行に反映されるよう、新たな組織を法律により設置する。</p> <p>（2）「（仮）地方行財政会議」の事務及び権限 以下の事項のうち重要なものについて、政府または地方からの申し出により協議を行い、政府は、会議において協議が整った事項については、その結果を尊重するよう努めるものとする。</p> <p>① 国と地方の役割分担のあり方</p> <p>② 国による関与・義務づけのあり方</p> <p>③ 地方が処理する事務の経費に係る国の補助負担金のあり方</p> <p>④ 地方税財政制度のあり方</p> <p>⑤ 地方への新たな事務または負担の義務づけとなる法令、施策 等</p> <p>3. 「（仮）新地方分権推進法」は議員立法によることも視野に入れ、制定する。</p>	<p>3. を次のように修正する &lt;修正案&gt; 3. 「（仮）新地方分権推進法」は、政府をはじめ政党に対して働きかける。</p>	<p>法律の制定に当たっては、議員立法が政府提案かにこだわることなく、政府、政党に働きかけるというよう記述すべき。</p>	<p>兵庫県</p>

5/25再照会時点の意見取りまとめ案	修正案	修正案の理由	提出県
<p style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">【提言3】 地方税の充実強化による不交付団体人口の大幅増</p> <p>1. 国と地方の最終支出の比率と租税収入の比率において生じている乖離を縮小し、地方が担う事務と責任に見合う国と地方の税源配分とする。</p> <p>2. 偏在性の少ない居住地課税である地方消費税と個人住民税の充実強化を図り、地方共有税（地方交付税）に依存せず自分たちの税金で自主的な財政運営が可能な自治体の住民数を大幅に拡大する。</p> <p>(1) 消費税と地方消費税の割合を4:1から2.5:2.5にする。 (2) 所得税から住民税へ税源移譲し、個人住民税所得割をさらに3%上乘せする。</p> <p>3. 地方税は地域偏在性が比較的少ない税目構成とし、地方共有税（地方交付税）の原資は地域偏在性の比較的大きな税目構成となるようにする。</p>	<p>税源移譲に伴い、地方交付税の原資である消費税と所得税が減少することから、地方交付税も約2.2兆円が減少する。その穴埋めについては、法定率の引上げを求めていくことを明確に記述すべき。</p> <p>「3. 地方税は地域偏在性が比較的少ない税目構成とし、地方共有税（地方交付税）の原資は地域偏在性の比較的大きな税目構成となるようにする。」の項目を削除する。</p> <p>3. を次のように修正する &lt;修正案&gt; 3. 地方税は地域偏在性が比較的少ない税目構成とし、地方共有税（地方交付税）の原資は現行地方交付税を基本とした税目構成となるようにする。</p> <p>3. を削除する。 4. を3. とし、「これにより」を「これを基本に」とする。</p>	<p>特に提言の中で法人関係税についての記述はないが、地域偏在性が大きな税目として法人関係税を想定していることは十分に推測される。 法人関係税関連で提出されている各県修正意見を反映させなかった理由として「都道府県間で法人関係税の取扱について意見が異なることから、税目構成の理念・方向性の簡潔な記述にとどめた」とのことだが、都道府県間で意見が一致しないのであれば、項目ごと削除すべき。</p> <p>地方交付税の原資を地域偏在性の大きなものとする、消費税がはずされる恐れがある。</p> <p>○ 今回の【提言2】では、2. で税源移譲の具体的な方法及び数字を示した上で、4. において「国税と地方税の税源配分を5:5とする」としている。 しかし、これを平成17年度の地方財政計画等に当てはめて試算すると、地方税から国税（地方共有税）へ約3兆円を逆移管することとなる。</p> <p>○ 地方が担う事務と責任に見合う地方税の充実強化を進める必要がある中で、あえて、逆移管を前提とした提案は行うべきではない。</p> <p>○ したがって「修正意見等」のように修正されるよう要望する。</p> <p>○ なお、税源の地域偏在性の是正にあたっては、受益と負担の関係を踏まえた税目のあり方を検討することが肝要であり、『法人は事業活動を行うために自治体から様々なサービスを受けており、地域の構成員として応分の負担をすべきで、旺盛な事業活動に伴う財政需要に見合った税制でなければならない』ことに十分配慮する必要がある。</p>	<p>熊本県</p> <p>新潟県</p> <p>兵庫県</p> <p>東京都</p>

5/25再照会時点の意見取りまとめ案	修正案	修正案の理由	提出県
<p>4. これにより、まずは国税と地方税の税源配分を5：5とする。</p>	<p>4. を削除し、3. として以下のようにまとめる。          &lt;修正案&gt;          3. 2により、地域偏在性が比較的少ない地方税の税源移譲を進め、国税と地方税の税源配分が5：5となるようにする。なお、地方共有税（地方交付税）は、いわば国が地方に代わって徴収する地方税であることから、この地方税の充実強化を受けて、その対象となる税目構成について、地方六団体の総意をもとに見直すこととする。</p> <p>「3. 地方税は地域偏在性が比較的少ない税目構成とし、地方共有税（地方交付税）の原資は地域偏在性の比較的大きな税目構成となるようにする。」の項目を削除する。</p> <p>4. を次のように修正する          &lt;修正案&gt;          4. これにより、まずは国税と地方税の税源配分を5：5を目指す。</p>	<p>○ 原案の3では、「偏在性が比較的大きな税目構成」がどのようなものは明示されていないが、もし法人関係税を念頭に置いているということになれば、          ①地域社会の費用を個人と同様に構成員である法人にも広く負担を求めるものであること、すなわち、自治体から受ける行政サービスの対価として法人も応分の負担をすべきであること、②自治体としては企業誘致を促進して中長期的な税収確保を図ってきたことから、本県としては制度を維持すべきと考える。</p> <p>○ 地方の法人関係税全体で8兆円（都道府県分で5.7兆円）にのぼっており、地方の重要な税源であること、また、地方の税源が絶対的に不足している状況のもとで、それを自ら放棄するような内容と決してとられてはならない。</p> <p>○ また、地方共有税の原資を地域偏在性の比較的大きな税目構成と書けば、消費税を原資から外すように受け取られるおそれもある。</p> <p>○ 地方交付税の税目構成のあり方については、各都道府県で意見の相違があり、今後、議論を深める必要があると思われる。まず、偏在性が少ない地方税を充実させることを最優先とする。そして、地方税が充実してから交付税の税目の見直しを行う二段階の戦術をとることとし、現時点では、修正意見のように3と4を統合し、各県が大同団結できる表現にすることが望ましい。</p> <p>○ 原案のとおり公表される場合には、法人関係税についての議論につながるものが想定されるが、その場合、法人に係る受益と負担の関係の整理など、現行税のあり方の議論が必要と考えている。</p> <p>引き続き税の地域偏在に配慮が必要なことから、当面の目標としての記述をすべき。</p>	<p>愛知県</p> <p>静岡県</p> <p>兵庫県</p>

5/25再照会時点の意見取りまとめ案	修正案	修正案の理由	提出県
<p style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;">【提言4】 「地方交付税」を「地方共有税」に ～法定率を見直し、特別会計に直入、 特例加算・特別会計借入を廃止</p> <p>1. 地方交付税が、国から恩恵的に与えられるものではなく、『自らの財源を他の自治体のために融通しあうことにより、全ての自治体が国に依存せずに、住民に対して一定水準の行政サービスを提供できるようにすべきである』との考え方に基づく、セーフティネットとしての性格を持つものであることを、その制度上、明確にするため、「(仮)地方行政会議」において検討の上、以下の7項目の改革を一体的に行うこととする。</p> <p>(1) 名称を以下のとおり変更する。 ① 国民から国の特別会計に入るまで「地方共有税」 ② 国の特別会計を出て自治体に入るまで「地方共有税調整金」</p> <p>(2) 国の一般会計を通さずに、「地方共有税及び譲与税特別会計」に直接繰り入れる。</p> <p>(3) 現在の財源不足(H18年度 8.7兆円)を解消するため、地方共有税(地方交付税)の法定率の引上げを行うとともに、必要に応じて地方税法に定める税率の変更も行う。</p>	<p>・【提言4】から、「特例加算・特別会計借入を廃止」を削除する。</p> <p>(3)を次のように修正する。 &lt;修正案&gt; (3)現在の財源不足(H18年度 8.7兆円)を解消し、特例加算や特別会計による借入れに依存する体質を改めるため、地方共有税(地方交付税)の法定率の引き上げを行うとともに、必要に応じて地方税法に定める税率の変更も行う。</p> <p>「(6)特例加算や特別会計による借入は行わない。」の項目を削除</p> <p>1. として以下の文言を追加し、以下番号を繰り下げる。 1. 地方交付税を政策誘導の手段として利用することは直ちに縮小・廃止し、質の改善を図るとともに、算定方法、積算根拠の透明化・ルール化を徹底し、予見可能性を向上させる。</p> <p>(1)に_____部分を追加する。 &lt;修正案&gt; (1)名称を以下のとおり変更するとともに、<u>地方固有の財源であることをより明確にするため、納税段階から地方共有税として納税されるよう法を整備する。</u></p>	<p>改革が進められる中で、「特例加算・特別会計借入を廃止」のみが、いわゆる「つまみ食い」で利用される可能性が懸念されるため修正を求める。</p> <p>特例加算等については、地方共有税(地方交付税)の法定率を引上げることにより、自ずと解決されるものである。別に項目立てを行うことにより、法定率引上げと切り離れた議論が行われ、結果として法定率の引上げのないまま、特例加算等のみが廃止され、地方の財源不足が拡大することも危惧される。本来であれば、完全な削除を求めるところである。</p> <p>単独で項目を立てることについては絶対に反対する。</p> <p>交付税が地方の固有の財源であることを、国民に対し、説得力を持って主張するのであれば、現在、交付税が補助金的に利用されていること、交付税の算定過程等が不透明であることなどの実感を明らかにし、それらを改善していくということ、まず示す必要がある。(なお、神野委員長の間接報告においても、地方交付税の政策誘導的な部分は、今後縮小・廃止していくべきとされている。)</p> <p>「骨太の方針2006」においては、今後の国と地方の税財政改革の方向が示されることが予想されることから、将来あるべき姿を明確に示すべきであるため修正を求める。納税者である国民に、地方共有税は地方固有の財源であるということの理解を深めてもらうとともに、国税の一定割合を地方へ回しているというような誤解を受ける可能性のある不安定な状態から、確固たる地方の固有財源の地位を確保するため、「地方道路税」のような形に法を再整備することが望ましい。</p>	<p>奈良県</p> <p>鳥取県</p> <p>奈良県</p>

5/25再照会時点の意見取りまとめ案	修正案	修正案の理由	提出県
<p>(4) 3年から5年に一度、地方共有税（地方交付税）の法定率の変更を行うとともに、必要に応じて地方税法に定める税率の変更も行う。</p> <p>(5) その他の年度は、財源不足があれば地方債または「地方共有税及び譲与税特別会計」内に新たに設置する基金により調整する。</p> <p>(6) 特例加算や特別会計による借入れは行わない。</p> <p>(7) 国の政策減税の実施に伴い地方の財源不足が生じる場合には、地方共有税（地方交付税）の法定率を引き上げる。</p>	<p>(3) を次のように修正する。          &lt;修正案&gt;          (3) 現在の財源不足（H18年度 8.7兆円）を解消するため、地方共有税（地方交付税）の法定率の引上げを行う。</p> <p>(3) のうち、「とともに、必要に応じて地方税法に定める税率の変更も行う」を削除。</p> <p>(4) のうち、「とともに、必要に応じて地方税法に定める税率の変更も行う」を削除。</p>	<p>税体系全体の見直しを伴わない地方税の税率の引き上げは、住民負担や法定率への影響もあり、慎重な扱いが必要なため。</p> <p>○「地方交付税法第6条の3」第2項では、地方の財源不足額と普通交付税の総額に乖離が生じた場合は、「地方財政若しくは地方行政に係る制度の改正」又は法定率の変更を行うとされている。</p> <p>○同法逐条解説によると、「地方財政若しくは地方行政に係る制度の改正」の具体的手段としては、法文上何らの制約は付されていないが、例示的に「地方税制の改正、国庫負担対象経費の範囲又は負担率の変更、国・地方を通ずる事務配分の変更、事務の改廃等」が示されている。</p> <p>○このことから、あくまで地方税率の変更は、地方の財源不足の解消手段の選択肢のひとつであるが、地方分権を国民支持のもと強力に推進すべきという本意見の趣旨に鑑み、行革の取り組みなどを示さないまま、あえて増税のみを前提とするような表現を用いることは控えるべきと考える。</p>	<p>兵庫県</p> <p>北海道</p>



5/25再照会時点の意見取りまとめ案	修正案	修正案の理由	提出県
	<p>5ページ 提言4の次に「提言5」を追加する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><b>【提言5】</b>  <b>地方共有税調整金の配分ルール</b></p> </div> <p>1. 調整金の配分にあたっては、地方の行政サービスのナショナルミニマムを適切に見込むとともに、それを満たすだけの税源を持たない団体に公平に配分する仕組みとし、現行交付税の持つ財源調整機能を堅持すること。</p> <p>2. 調整にあたっては、財政需要が的確に反映される測定単位とし、人口・面積だけでなく、特に以下の経費について考慮するものとする。</p> <p>① 治安維持にかかる経費  ② 教育にかかる経費  ③ 高齢者福祉にかかる経費  ④ 道路・防災施設など社会基盤の整備にかかる経費 等</p> <p>3. 市町村合併などの行財政改革努力が反映されるよう算定方法を工夫すること。</p>	<p>・交付税から共有税となって、算定方法が透明化されることは重要であるが、地方の実情にそぐわない配分方法となってはならない。</p> <p>・共有税の考え方からも財源調整機能が最大限発揮されることが重要である。</p> <p>・人口と面積による配分の比率をどのように調整しても、地方の財政需要を的確に反映することはできない。</p> <p>・地方の財政需要を反映しない形の新型交付税が議論されており、地方側の実情を訴える必要があるため。</p>	<p>大分県</p>

5/25再照会時点の意見取りまとめ案	修正案	修正案の理由	提出県
<p><b>【提言5】</b>  <b>国庫補助負担金の総件数を半減(一般財源化)して約200とし、地方の改革案を実現</b></p> <p>1. 分権改革を進めるための税財政面の取組みとしては、国から地方への税源移譲が中心となる。これに対応する国の財源については、地方から既に提出済みの「国庫補助負担金等に関する改革案」を着実に実施し、国庫補助負担金を廃止(一般財源化)することや事務事業を廃止することなどにより、国の責任によって措置すべきである。</p> <p>2. 国庫補助負担金改革に当たっては、地方分権の理念に沿って、国と地方の役割分担を再整理し、明確化した上で、生活保護費等真に国が責任をもって負担すべき分野を除き、原則として廃止(一般財源化)する。  当面、国庫補助負担金の総件数の半分を廃止(一般財源化)する。</p> <p>3. 国庫補助負担金の削減は、財政面における地方の自由度を高めるために、補助負担率を引き下げるのではなく、国庫補助負担金そのものを廃止(一般財源化)する。</p> <p>4. 国庫補助負担金の廃止を行う一方で、従前の国庫補助負担金と同一又は類似の目的、内容を有する国庫補助負担金、交付金、統合補助金を創設すべきではない。</p>	<p>【提言5】を次のように修正する。  &lt;修正案&gt;  地方の自主性・主体性を高めるため、国庫補助負担金のうち、奨励的補助金を全廃するなど、地方の改革案を実現</p> <p>「当面、・・・」以下を次のように修正する。  &lt;修正案&gt;  当面、地方の自主性・主体性を高めるため、国庫補助負担金のうち、奨励的補助金を全廃するなど、地方の改革案の実現をめざす。</p> <p>「地方分権の理念に沿って、国と地方の役割分担を再整理し、」を「地方分権の理念に沿って、社会保障の水準論などの議論を行ったうえで、国と地方の役割分担を再整理し、」と修正する。</p> <p>以下の記述を5の前に追加する。  5. 道路特定財源については、地方の道路整備が遅れていること、地方の道路目的財源の地方への配分が少ないことを踏まえて、地方への配分割合を増やすこと。  (あわせて、「はじめに」の道路特定財源部分の削除)  6. 国直轄事業負担金については、(略)</p>	<p>総件数の半減では地方の自由度が高まることにはならないため。</p> <p>総件数の半減では地方の自由度が高まることにはならないため。</p> <p>少子・高齢化の進展に伴って、国と地方を通じて、まず、社会保障などの水準論(ナショナルミニマム)の議論が必要である。  経済財政諮問会議は、手間のかかる社会保障議論を後回しにしようと考えている。</p> <p>道路特定財源の一般財源化に対して、地方としての考え方を提言として示しておく必要があるため。</p>	<p>兵庫県</p> <p>兵庫県</p> <p>大分県</p> <p>兵庫県</p>

5/25再照会時点の意見取りまとめ案	修正案	修正案の理由	提出県
<p>5. 国直轄事業負担金については、自治体に対して個別に財政負担を課する極めて不合理なものであることから、これを廃止する。特に、維持管理費に係る国直轄事業負担金は、本来、管理主体が負担すべきことから、早急にこれを廃止する。</p>	<p>「自治体に対して個別に財政負担を課する極めて不合理なものであることから、これを廃止する。」の後に「廃止検討に当たっては、インフラ整備が遅れている地域において、必要な事業が遅れることのないよう配慮すべきこと。」と追加する。</p> <p>(参考) 九州地方知事会議での要望内容は下記のとおり。 「維持管理に係る直轄事業負担金は、直ちに廃止すること。さらに、直轄事業負担金の廃止検討に当たっては、インフラ整備が遅れている地域において、必要な事業が遅れることのないよう配慮すべきこと。また、直轄事業の実施及び負担金の算定については、地方との事前協議制度を早急に確立すること。」と、国直轄事業負担金の廃止までは求めていない。</p>	<p>地方ではインフラ整備の遅れにより、地域間競争においてイコールフットINGの状況にないため。</p>	大分県
	<p>国直轄事業負担金については、国家的施策として実施されるものであるから、「5. 国直轄事業負担金については、」の後に「直轄事業が全国的視野の下に国家的施策として実施されながら、」を加筆されたい。</p>	<p>国直轄事業負担金については、直轄事業が全国的視野の下に国家的施策として実施されながら、地方公共団体に対して個別に財政負担を課するものであり、極めて不合理なものである。</p> <p>このため、地方六団体が2度にわたり政府に提出した「国庫補助負担金等に関する改革案」にも直轄事業負担金の廃止が盛り込まれたところであるが、関係府省においては廃止に向けた具体的な取組みが全く見られない状況にあることから、平成19年度以降の第2期の改革においては、この反省を踏まえ、国の意のままに地方に不利な改革とされないよう、地方が既に過大な負担をしている直轄事業負担金の廃止を強く求めていくことが戦略的にも重要である。</p> <p>したがって、直轄事業負担金については、第2期の改革において早急に廃止するよう、強く要望するものである。なお、平成17年7月19日付け地方六団体の「国庫補助負担金等に関する改革案(2)」においても、同様の表現となっている。</p>	茨城県
	<p>5. の文末に「特に、道路に係る直轄事業負担金については、道路特定財源に余剰が生じるのであれば、地方が一般財源で多額の負担をしている状況に鑑み、早急に廃止すべきである。」を加筆されたい。</p>	<p>道路特定財源に関しては、道路整備のために地方が一般財源で多額の負担をしていることから、道路特定財源に余剰が生じるのであれば、道路に係る直轄事業の財源に充当することにより、直轄事業負担金を廃止すべきである。</p> <p>なお、意見書の「はじめに」の中で、意見書に記述されていない意見については、改めて意見書等として取りまとめることを検討する旨追記されたが、地方自治法に基づいて提出する意見書に追記することが肝要であるので、改めて要望するものである。</p>	茨城県
	<p>【提言5】に6として次のように加える。 6. これらの改革を実現するためには、国の予算編成前に予め廃止する国庫補助負担金を検討しておく必要があることから、国において第三者機関を設置して、廃止すべき国庫補助負担金を判断させるべきである。</p>	<p>第1期改革の経緯を踏まえれば、省益のみが優先され、簡単に国庫補助負担金改革が実現するとは考えられない。</p> <p>そのため、国・地方に中立的な第三者機関が判断したものを尊重して、速やかに実施するような仕組みを整備すべきである。</p> <p>なお、本県修正案の「第三者機関」は政府と地方の代表者等が協議を行う「地方行財政会議」や「国と地方の協議の場」とは性格が異なるものであり、そこでの協議の前に当事者でない第三者機関による第一次的な判断が必要との趣旨である。</p>	秋田県

5/25再照会時点の意見取りまとめ案	修正案	修正案の理由	提出県
<p style="text-align: center;"><b>【提言6】</b> <b>国と地方の関係の総点検による財政再建</b></p> <p>1. 国・地方を通じた行財政改革・財政再建を徹底して行う。この場合には、次のような国と地方の関係を総点検する。</p> <p>(1) 国と地方の役割分担の明確化</p> <p>(2) 国による関与・義務づけの廃止・縮小</p> <p>(3) 国と地方の二重行政の解消</p> <p>(4) 権限の移譲に対応した国の出先機関の廃止・縮小</p> <p>(出先機関を自治体に移管する際には、事務の執行について国から全く関与されないこととする。)</p> <p>(5) 地方がこれまで廃止を求めている国庫補助負担金のうち、未だ整理されていないものの廃止</p> <p>2. 自治体自らの責任と判断のもと、決意をもって、地方行革を一層強力に推進する。特に給与の適正化を厳格に行う。</p> <p>3. 行財政改革の推進により、国・地方を通じたプライマリーバランスの黒字化に大きく寄与することとなるが、なお、不十分な場合には、更に国庫補助負担金を廃止すべきである。</p> <p>地方交付税は、自治体が、法令等による歳出や事務事業の義務づけを含め地域社会に必要不可欠な公共サービスを提供することができるよう、財源保障を行っているものであり、その性格上、目標を設けて削減することにはなじまない。</p>	<p style="text-align: center;">修正案</p> <p>(出先機関を自治体に移管する際には、事務の執行について国から全く関与されないこととする。)を削除する。</p> <p>「地方がこれまで廃止を求めている国庫補助負担金のうち、未だ整理されていないものの廃止」を削除する。</p> <p>3. を次のように修正する。 &lt;修正案&gt;</p> <p>3. 行財政改革の推進は、国・地方を通じたプライマリーバランスの黒字化に大きく寄与することとなるが、地方交付税は、自治体が、法令等による歳出や事務事業の義務づけを含め地域社会に必要不可欠な公共サービスを提供することができるよう、財源保障を行っているものであり、その性格上、目標を設けて削減することにはなじまない。</p>	<p>移管を容認することを前提とした記載は必要ない。廃止、縮小が原則。</p> <p>【提言5～財政再建】で書くと、地方への補助金、負担金の削減を、他の行財政改革努力に優先してもよいとの誤解を生じる。国庫補助負担金の廃止は、【提言4】の税財源の移譲とセットで記載することが重要である。</p> <p>「なお、不十分な場合には、更に国庫補助負担金を廃止すべきである。」をこの【提言5～財政再建】で書くと、地方への補助金、負担金の削減を、他の行財政改革努力に優先してもよいとの誤解を生じる。プライマリーバランスの改善には、国・地方両者が行財政改革のためにあらゆる手段をつくすことが必要であり、ひとり交付税の削減を論じることは不当であることをあらためて強調した文とするべきである。</p>	<p>大分県</p> <p>大分県</p> <p>大分県</p>

5/25再照会時点の意見取りまとめ案	修正案	修正案の理由	提出県
<p style="text-align: center;"><b>【提言7】 財政再建団体基準の透明化、首長・議会責任の強化、住民負担の導入</b></p> <p>1. 住民が自分の自治体の財政状況に常に関心を持ち、自治体の財政運営に対するチェック機能を高めることで、健全な財政状況を保ち、財政再建団体となることを未然に防止するため、</p> <p>(1) 財政再建団体となる基準等について、普通会計への負担につながる企業会計等や外郭団体（地方公社、第三セクター等）の負債も考慮した、フローとストック両面の透明性の高い財政指標等を開発する。</p> <p>(2) 財政運営の透明性を確保するため、情報公開を徹底する。</p> <p>① 外郭団体の情報公開の推進</p> <p>② 非公開情報の明確化や迅速でわかりやすい情報提供の推進</p> <p>③ 定期的な財政状況の公表</p> <p>(3) 勧告権の付与による権限の強化など監査機能を充実する。</p> <p>2. 自治体が住民の監視による自主的な財政の健全化を行うことができず、財政再建団体となった場合には、</p> <p>(1) 首長・議会の責任を問う仕組みを強化する。</p> <p>(2) 住民負担を求める仕組みを導入する。</p> <p>(3) 貸し手責任は問わず、債務は完全に履行する。</p> <p>但し、工業用地造成事業債等、その償還財源を特定の事業収入のみとすべき地方債については、貸し手責任を問う仕組みを検討する。</p> <p>3. 地方債の自治体全体での共同発行機関を設ける。</p>	<p>【提言7】の表題を以下のとおり修正 地方債の自由化、財政再建団体基準の透明化、首長・議会責任の強化、住民負担の導入</p> <p>1. として以下の文言を追加し、以下番号を繰り下げる。</p> <p>1. 地方債の協議制度を廃止し、自治体の起債についての国の関与をなくし、自治体と住民の自己責任と市場による監視のしくみを確立する。</p> <p>(2) を次のように修正する。 &lt;修正案&gt; (2) 徹底的な行財政改革を前提として、住民負担を求める仕組みを導入する。</p> <p>(3) については削除</p> <p>「3. 地方債の自治体全体での共同発行機関を設ける」と今回修正された箇所について、「自治体全体が加入可能な」との表現に修正する。</p>	<p>自治体の借金に対する国の関与をなくし、当事者と市場によるチェックにまかせ貸し手に責任を問うことが、健全な金融の姿と考える。</p> <p>「住民負担を求める仕組みを導入する」という表現は、単なる増税を想起させる。地方分権を国民支持のもと強力に推進すべきという本意の趣旨に鑑み、安易な住民負担をもって健全化を図るかのような表現は国民の理解を得られないことから、行革の実施を前提とする旨を明記すべきと考える。</p> <p>自治体の借金に対する国の関与をなくし、当事者と市場によるチェックにまかせ貸し手に責任を問うことが、健全な金融の姿と考える。</p> <p>小規模自治体等における共同発行機関の必要性について否定するものではないが、今回修正された「自治体全体での」との表現は、全国すべての自治体が入るような印象を与えるおそれがある。 今後、仮に共同発行機関を設置するにしても、加入・非加入は各自自治体の判断に委ねられるべきであり、上記の表現に改めるべき。</p>	<p>鳥取県</p> <p>北海道</p> <p>鳥取県</p> <p>新潟県</p>

5/25再照会時点の意見取りまとめ案	修正案	修正案の理由	提出県
<p>4. 財政再建制度の見直しは、地方の参画のもとで行う。</p>	<p>「地方債の発行にあたっては、安定的に市場から資金を調達できるよう、地方分権に対応した共同発行機関の仕組みを検討する。」と修正すべきである。</p> <p>3については削除</p>	<p>今後、地方債の自由化に伴い、小規模自治体においては、調達が困難になったり、不利な条件での調達になることが予想されるため、共同発行等は必要となるが、新たに機関を設けるにしても、護送船団方式ではない自己責任に立脚した仕組みが必要であるため。</p> <p>国の関与とセットになった護送船団的な共同発行機関の設置は不適當と考える。</p>	<p>大分県</p> <p>鳥取県</p>